

第2節

日米同盟の将来に関する 安全保障面での日米協議

平和と安全を確保するためには、安全保障環境の変化に応じ、その手段を適切に発展させていくことが欠かせない。同盟国である米国との日米安保体制を基調とする協力関係についても、その実効性を確保するために、両国政府と国民が不断的な努力を行い、同盟関係をその時々々の安全保障環境の変化に応じて発展させていく必要がある。

日米両国は、次のような変化を踏まえ、近年、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

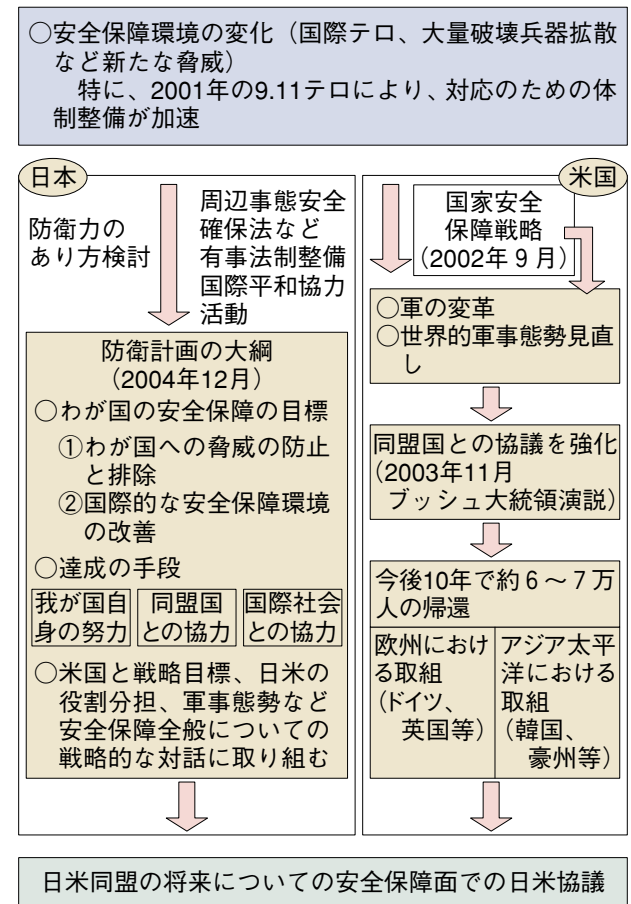
- 新たな脅威の台頭やグローバル化などの国際的な安全保障環境の変化
- 情報通信技術や機動力の向上など、軍事技術面における飛躍的向上や各種技術の統合化の進展
- わが国における防衛大綱の策定、米軍の変革と態勢見直し

(図表Ⅲ-2-2-1 参照)

この結果、昨年5月の兵力態勢の再編に関する合意を含め、日米同盟を将来に向けて強化する画期的な諸合意がなされた。

本節では、その基本的考え方、在日米軍の再編などの具体的な内容および在日米軍の再編を促進するための取組などについて説明する。

図表Ⅲ-2-2-1 日米協議の背景



1 最近の日米協議の概要

日米両国は、新たな安全保障環境における各々の防衛・安全保障政策を見直すに際し、日米間で緊密な意見交換を行っていくことが重要であるとの認識の下、02（平成14）年12月の日米安全保障協議委員会¹（「2+2」会合）で、日米間の安全保障に関する協議を強化することを確認し、その後、事務レベルの協議を行ってきた。

これらの日米協議は、わが国の平和と安全にとって不可欠の要素である日米同盟の能力を、時代の変化に合わせていかに実効的なものに向上させていくかという観点から、両国間の安全保障に関する戦略的な対話の一環として行われてきた。わが国は、防衛大綱に示された考え方にに基づき、抑止力の維持と地元負担の軽減を基本的な方針とし、わが国の安全保障の問題として、主体的にこの協議に取り組んできた。

これは、変化する安全保障環境の中、日米同盟が常に強固であり続けるためには、日本の防衛とアジア太平洋地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性と実効性を向上させるとともに、確固たる両国国民の幅広い支持が必要との認識に基づいている。

日米協議は、安全保障環境の大きな変化を受けて、日米同盟の方向性について、日米両国の共通戦略目標の確認にはじまり、包括的かつ段階的に整理を行い取り進められた。

○ 共通戦略目標（第1段階）

地域および世界において、日米が防衛・安全保障面でその達成に向けて協力すべき戦略目標を特定した。

○ 日米の役割・任務・能力（第2段階）

第1段階において特定された戦略目標を達成するため、日米、特に自衛隊および米軍の役割・任務・能力について、日米の安全保障・防衛政策の近年の発展、成果を踏まえ、検討を行った。

この検討は、兵力態勢の再編を行う前提として、自衛隊および米軍が十分な調整を行いながら、どのように協力すべきかについて明らかにするものであった。

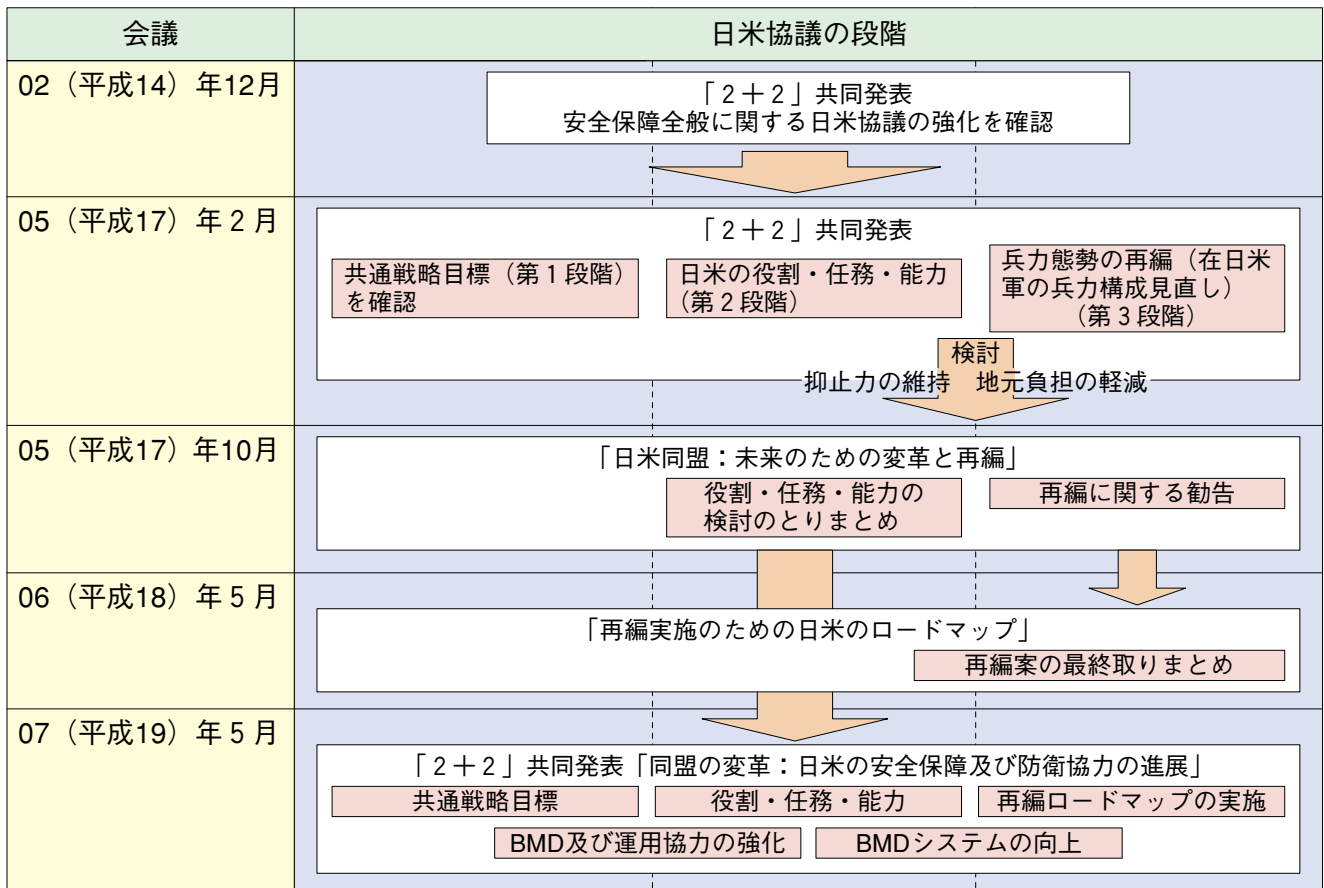
○ 兵力態勢の再編（在日米軍の兵力構成見直し）（第3段階）

第2段階における役割・任務・能力に関する検討を踏まえ、それらを具体化するために必要な在日米軍および関連する自衛隊の態勢について、検討を行った。

日米協議の全体像は、図表Ⅲ-2-2-2のとおりであり、協議は段階的な作業の節目毎に「2+2」会合における日米共同の文書の発表という形で透明性を確保しつつ、その内容を内外に明らかにして進められた。以下、この協議の内容について説明する。

1) 日米の安全保障に関する政策協議の場の一つ。日本は、外務大臣と防衛大臣が、米国は、国務、国防の両長官が出席する。（3節・図表Ⅲ-2-3-1（P260）参照）

図表Ⅲ-2-2-2 日米協議の全体像



2 共通戦略目標（第1段階）

第1段階の共通戦略目標は、05（平成17）年2月の「2+2」会合の共同発表において確認された。また、同会合においては、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議を行うこととされた。

同会合の共同発表において特定された、日米両国が追求すべき共通戦略目標の概要は次のとおりである。

- 地域：日本の安全の確保／地域の平和と安定の強化、朝鮮半島の平和的統一、北朝鮮に関連する諸問題の平和的解決、中国の責任ある建設的役割を歓迎し協力関係を発展、台湾海峡を巡る問題の平和的解決、中国の軍事分野での透明性向上、ロシアの建設的関与、平和で安定し活力のある東南アジアの支援など

- 世界：国際社会での民主主義などの基本的価値推進、国際平和協力活動などにおける協力、大量破壊兵器およびその運搬手段の削減・不拡散、テロ防止・根絶、国連安保理の実効性向上など

また、本年5月の「2+2」会合においては、これらの共通戦略目標へのコミットメントが再確認されるとともに、日米両国の利益を進展させるものとして以下の共通戦略目標（概要）が強調された。

- 六者会合を通じた朝鮮半島の非核化の達成。05（同17）年9月19日の共同声明の完全実施
- 国連安保理決議第1718号の迅速かつ完全な実施
- 中国の責任ある国際的なステークホルダーとしての行動、軍事分野における透明性向上、表明した政策と

- 行動との間の一貫性の維持
- アジア太平洋経済協力（APEC）を卓越した地域経済フォーラムとして強化するための協力の増進
- 民主的価値、良き統治、法の支配、人権、基本的自由および統合された市場経済を促進するとの東南アジア諸国連合（ASEAN）の努力支援
- 安全保障および防衛の分野を含め、地域および世界における日本、米国および豪州の三国間協力のさらなる強化

- インドとのパートナーシップ強化
- アフガニスタンの経済復興および政治的安定の確保
- 自らを統治し、防衛し、持続させる能力を持ち、テロとの闘いの同盟国にとどまる、統一された民主的なイラクの建設への貢献
- イランに国際原子力機関（IAEA）の要求を完全に遵守させることを目的とする国連安保理決議第1737号および第1747号の迅速かつ完全な実施
- より広範な日本とNATOとの協力の達成

3 日米の役割・任務・能力（第2段階）

1 概要

第2段階の日米の役割・任務・能力の検討は、第1段階において特定された共通戦略目標を達成するため、日米、特に自衛隊と米軍が、十分な調整を行いながら多様な課題に実効的に対処する上で、どのように協力していくかを明らかにするものである。

その協議の成果として、05（平成17）年10月の「2+2」会合において、「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する共同文書（「共同文書」）が取りまとめられた。その概要は次のとおりであり、日米の役割・任務・能力の具体的方向性ととも、在日米軍および関連する自衛隊の部隊の態勢の再編についての具体的な方向性が示された。

- 「新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛および周辺事態への対応」および「国際的な安全保障環境改善のための取組」を重点分野とした上での、それぞれについての対応にあたっての基本的考え方
- 新たな安全保障環境において、多岐にわたる日米の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例
- 多様な課題に対処するため、日米間の協力の態勢を強化するために不可欠な措置。これらの措置の中には、自衛隊と米軍との協力に関わるもののみならず、政府全体として取り組むべきものも含まれている。
- 日米の安全保障・防衛協力の強化・拡大
これらの内容は、後述するとおりであり、その実現により、在日米軍などの兵力態勢の再編とあわせ、日米同

盟が、多様な課題に実効的に対処するための能力が構築されることとなる。

2 役割・任務・能力についての基本的考え方

「共同文書」で示された重点分野である「新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛および周辺事態への対応」および「国際的な安全保障環境の改善」に関連する基本的考え方は、図表Ⅲ-2-23およびⅢ-2-24のとおりであり、これら重点分野への対応の重要性の高まりを踏まえ、日米は、それぞれの防衛力を向上し、技術革新の成果を最大限に活用することとされた。

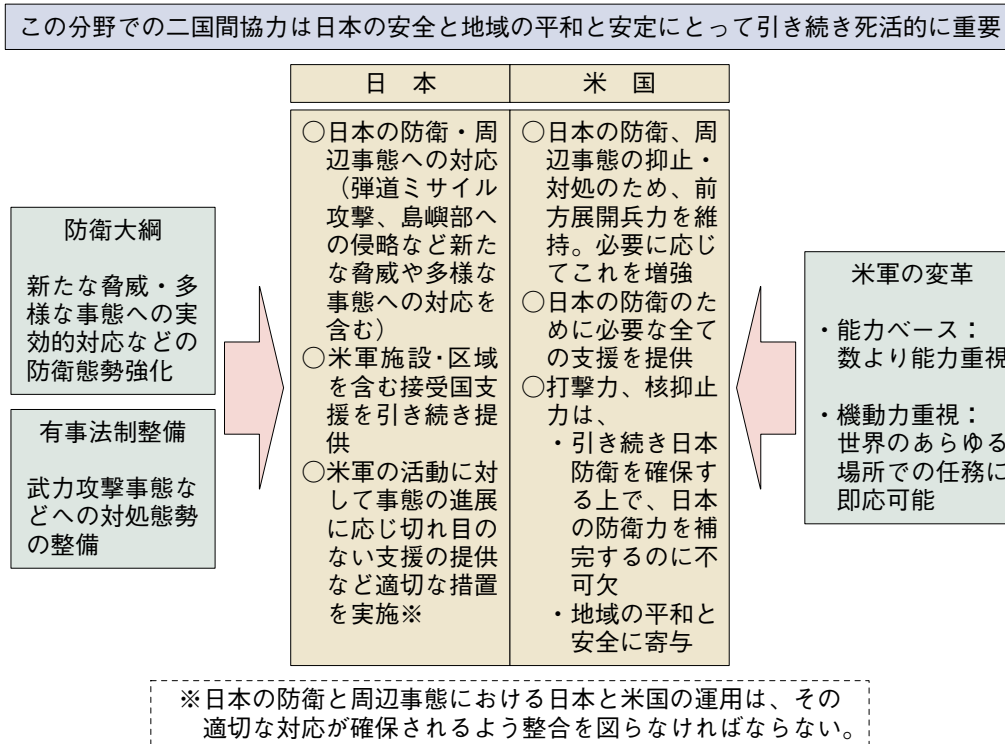
3 日米間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

「共同文書」では、あらゆる側面での日米協力の強化について再確認した。現在の安全保障環境において、さらなる向上のための鍵となるいくつかの個別分野として、具体例をあげている。

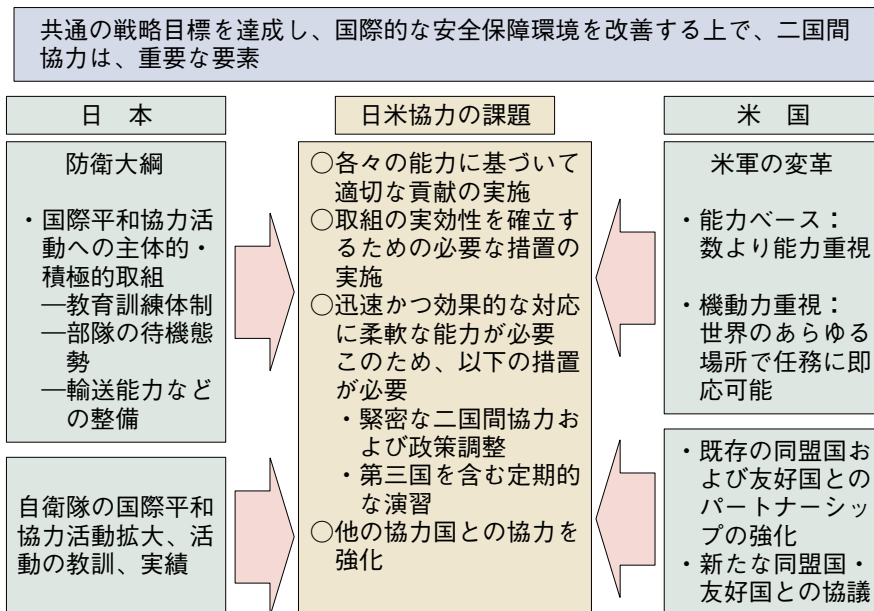
（図表Ⅲ-2-25 参照）

これらは、可能な協力分野を包括的に列挙したものではなく、明記されていないほかの分野も引き続き重要である。

図表Ⅲ-2-2-3 新たな脅威や多様な事態への対応を含む日本の防衛・周辺事態への対応における日米協力



図表Ⅲ-2-2-4 国際的な安全保障環境の改善のための取組における日米協力



4 日米の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

新たな安全保障環境において多様な課題に対処するためには、日米間の安全保障・防衛協力の態勢を強化することが重要であり、このために平時から所要の措置を講じていく必要がある。また、前述の個別分野における協力にあたっては、自衛隊と米軍のみならず、日米両国の政府全体として包括的・総合的に取り組む必要がある。「共同文書」において、不可欠な措置の例としてあげている項目は、図表Ⅲ-2-2-6のとおりである。

5 日米の安全保障・防衛協力の強化・拡大

日米の防衛協力における基本的な考え方は「指針」に示されており、「指針」の下で日米協力のための施策が進められてきた。一方、現在の安全保障環境にかんがみると、国際平和協力活動やBMDなど、「指針」において具体的に取り扱われていない分野における協力も重要である。今後、「指針」の下での日米協力および、適切な場合には、現在「指針」で取り上げられていない追加的な分野における日米協力の実効性を強化し、改善する。

なお、昨年5月の「2+2」会合においても、日米の役割・任務・能力について、計画検討作業、情報共有・協力、国際平和協力などの分野での二国間の安全保障・防衛協力の実効性を強化し、改善することの必要性などが強調された。また、変化する地域および世界の安全保障関係において確固たる同盟関係を確保するとともに、さまざまな課題に対応すべく同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力のあり方を検討する重要性が強調された。

また、本年5月の「2+2」共同発表においては、05（同17）年10月の「共同文書」に示された同盟の変革に沿った役割・任務・能力が確認されるとともに以下が強調された。

- 自衛隊による国際平和維持活動、国際緊急援助活動および周辺事態への対応の本来任務化
- 変化する安全保障環境を反映し、また、地域の危機において共に行動する自衛隊および米軍がより良い態

図表Ⅲ-2-2-5 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

分野の例	
1	防空
2	弾道ミサイル防衛
3	拡散に対する安全保障構想（PSI）を含む拡散阻止活動
4	テロ対策
5	海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動
6	捜索・救難活動
7	無人機（UAV：Unmanned Aerial Vehicles）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報・監視・偵察（ISR：Intelligence, Surveillance and Reconnaissance）活動
8	人道救援活動
9	復興支援活動
10	平和維持活動および平和維持のための他国の取組の能力構築
11	在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
12	大量破壊兵器（WMD：Weapons of Mass Destruction）の廃棄および除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
13	補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には相互の空中、海上における給油が含まれる。輸送協力には航空輸送および高速輸送艦（HSV：High Speed Vessel）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
14	非戦闘員退避活動（NEO：Noncombatant Evacuation Operations）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
15	港湾・空港、道路、水域・空域および周波数帯の使用

勢をとるための、より具体的な計画検討作業の持続的な進展

- 軍事情報包括保護協定（GSOMIA）としても知られる、General Security of Military Information Agreement 秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する両政府間の実質的合意
- 二国間の化学・生物・放射線・核（CBRN）防護作

業部会の設立

- 危機およびそれ以前における、政策、運用、情報および広報に係る方針を調整するための、柔軟な二国間の省庁間調整メカニズムの構築
- 相互運用性を強化し同盟の役割・任務・能力を推進させるための、二国間の共同訓練の実施

図表Ⅲ-2-2-6 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

区分	項目	内容
政府全体として取り組むべき措置	緊密かつ継続的な政策および運用面の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策および運用面の調整（注1）を行うことは、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠 ・「指針」の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの機能整理によるメカニズムの実効性向上
	計画検討作業の進展	<ul style="list-style-type: none"> ・「指針」の下で行われているわが国に対する武力攻撃事態における共同作戦計画についての検討および周辺事態における相互協力計画についての検討を、安全保障環境の変化を十分に踏まえて継続 ・上記検討への有事法制（自衛隊と米軍による空港、港湾などの公共施設の緊急時における使用のための基盤強化）の反映 ・関連政府機関や地方当局との緊密な調整、空港・港湾の詳細な調査などの実施
	情報共有および情報協力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略レベルから部隊戦術レベルまでの情報共有および情報協力のあらゆる範囲での向上 ・関係当局との間の共有秘密情報を保護するための追加的措置
自衛隊と米軍との間で取り組むべき措置	自衛隊と米軍の相互運用性（注2）の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・相互運用性を維持・強化するための定期的な協議の維持 ・司令部間の接続性の強化
	日本および米国における訓練機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・共同訓練および演習の機会の拡大（日本における自衛隊および米軍の訓練施設・区域の相互使用の増大を含む。） ・自衛隊要員および部隊のグアム、アラスカ、ハワイおよび米本土における訓練の拡大
	自衛隊および米軍による施設の共同使用	（兵力態勢の再編において具体的に記述）
	弾道ミサイル防衛（BMD）	<ul style="list-style-type: none"> ・不断の情報収集、情報共有、高い即応性と相互運用性の維持 ・米軍は適切な場合、日本およびその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、その運用について調整

（注）1 日米間では、政策面では、閣僚レベルの日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）、日米防衛首脳会談、防衛協力小委員会など、さまざまなレベルの関係者間で緊密な調整を行っており、運用面においても、「指針」に基づく包括的メカニズムと調整メカニズムといった枠組みがある。（3節（P267）参照）

2 英語でインターオペラビリティとも呼ばれる。戦術、装備、後方支援、各種作業の実施要領などに関し、共通性、両用性を持つこと。

4 在日米軍などの兵力態勢の再編 (第3段階)

1 概要

(1) 抑止力の維持と地元負担の軽減の観点からの検討

在日米軍の兵力態勢再編は、アジア太平洋地域における抑止力となっている在日米軍の安定的なプレゼンスを確保し、日米安保体制を基盤とする日米同盟を新たな安全保障環境に適応させ、わが国の平和とアジア太平洋地域における平和と安定を確固たるものにするためのものである。

在日米軍再編に関する検討は、抑止力の維持と地元負担の軽減を基本的な考え方とし、第1段階の共通戦略目標の実現に必要な、第2段階の役割・任務・能力の検討を踏まえ進められた。

この検討にあたっては、05(平成17)年10月の「共同文書」においても示されているように、役割・任務・能力の検討などに基づき、図表Ⅲ-2-2-7に示す「指針となる考え方」を設定した。

また、同文書においては、これまでの検討の成果として、在日米軍とこれに関連する自衛隊の部隊の態勢の再編についての具体的な方向性を示した¹⁾。

(2) 再編案の最終取りまとめ

昨年5月の「2+2」会合において、「再編実施のための日米のロードマップ」(「ロードマップ」)という形で、在日米軍再編の最終的な取りまとめがなされ、具体的施策を実施するための詳細が示された。

その概要は、図表Ⅲ-2-2-8およびⅢ-2-2-9のとおりである。

これらの再編案の実施により、同盟関係における協力は新たな段階に入り、地域における同盟関係の能力強化につながる。また、今後実施される措置は、日米安保条約の下での日米双方のコミットメントを強化すると同時

図表Ⅲ-2-2-7 指針となる考え方 (概要)

- ① アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠。米軍、自衛隊の態勢は、地域および世界における安全保障環境の変化、同盟における役割・任務の変化にあわせて見直し
- ② 再編と役割・任務・能力の見直しを通じ、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を高めるべく、能力を強化
- ③ 日米の司令部間の連携や相互運用性の向上は柔軟、即応性のある指揮・統制のために極めて重要。在日米軍司令部は、日米間の連携を強化する上で引き続き重要
- ④ 兵力の即応性、能力、相互運用性を確保する上で、定期的な訓練・演習は不可欠。運用上の所要を満たした上で、訓練を分散することにより、訓練機会の多様化とともに、地元における負担を軽減する効果も期待
- ⑤ 自衛隊、米軍の施設・区域の共同使用は、日米協力の実効性、効率性を向上させる上で有意義
- ⑥ 米軍施設・区域にとって、緊急時にも所要の兵力を十分受け入れることができる規模を確保することは重要であり、そのような収容能力は災害救援などの緊急時において地元のために活用し得るもの
- ⑦ 米軍施設・区域が人口密集地域に集中している地域における再編の可能性について特に留意
- ⑧ 米軍施設・区域の軍民共同使用について、軍事上の所要と両立することを前提に、適切な場合に検討

に、沖縄を含む地元の負担を軽減するとの日米双方の決意を示すものである。

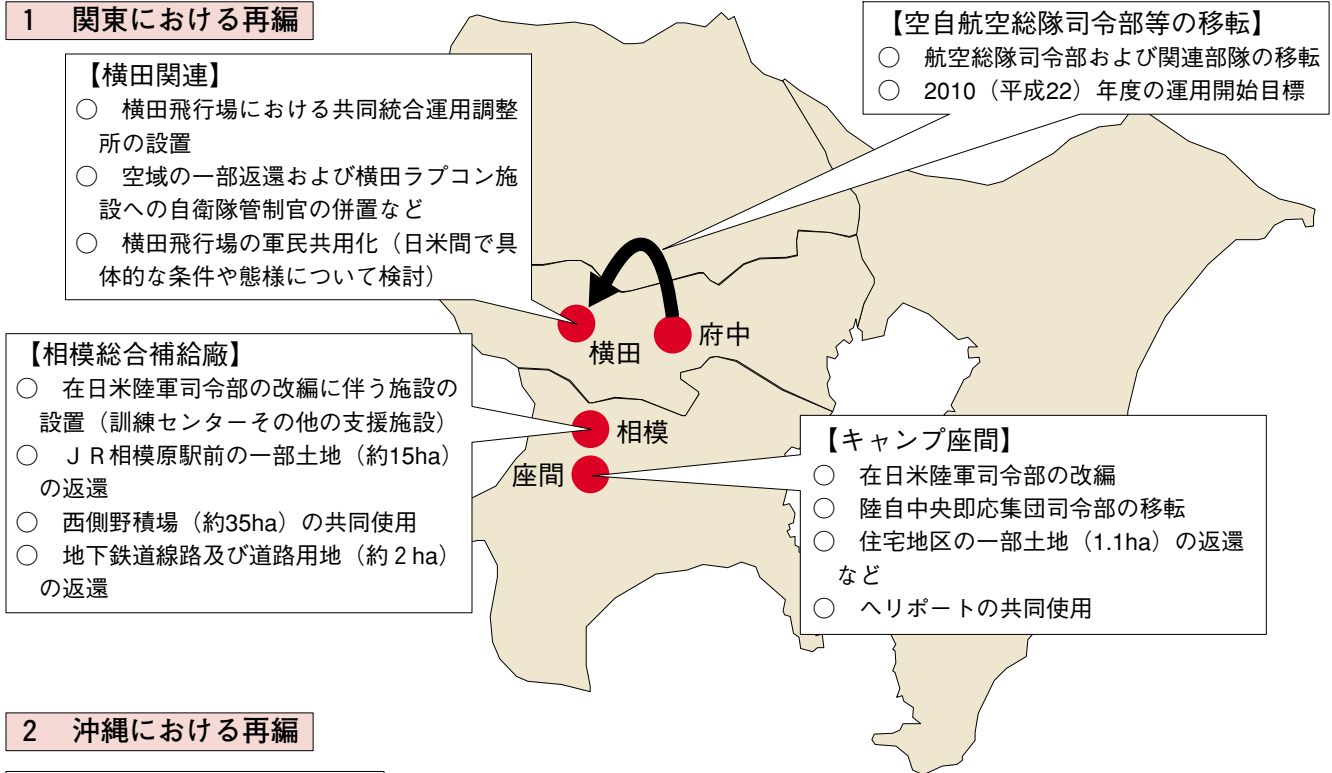
参照 > 資料39 (P419)

この再編案の実施のための施設整備に要する建設費そのほかの費用は、「ロードマップ」において明示されない限り日本国政府が負担し、米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担するとされている。在日米軍の再編は、沖縄をはじめとする地元の負担軽減と抑止力の維持に資する重要な課題であり、わが国が負担すべき経費の内容を精査した上で、適切に予算上の措置を講じることとしている。

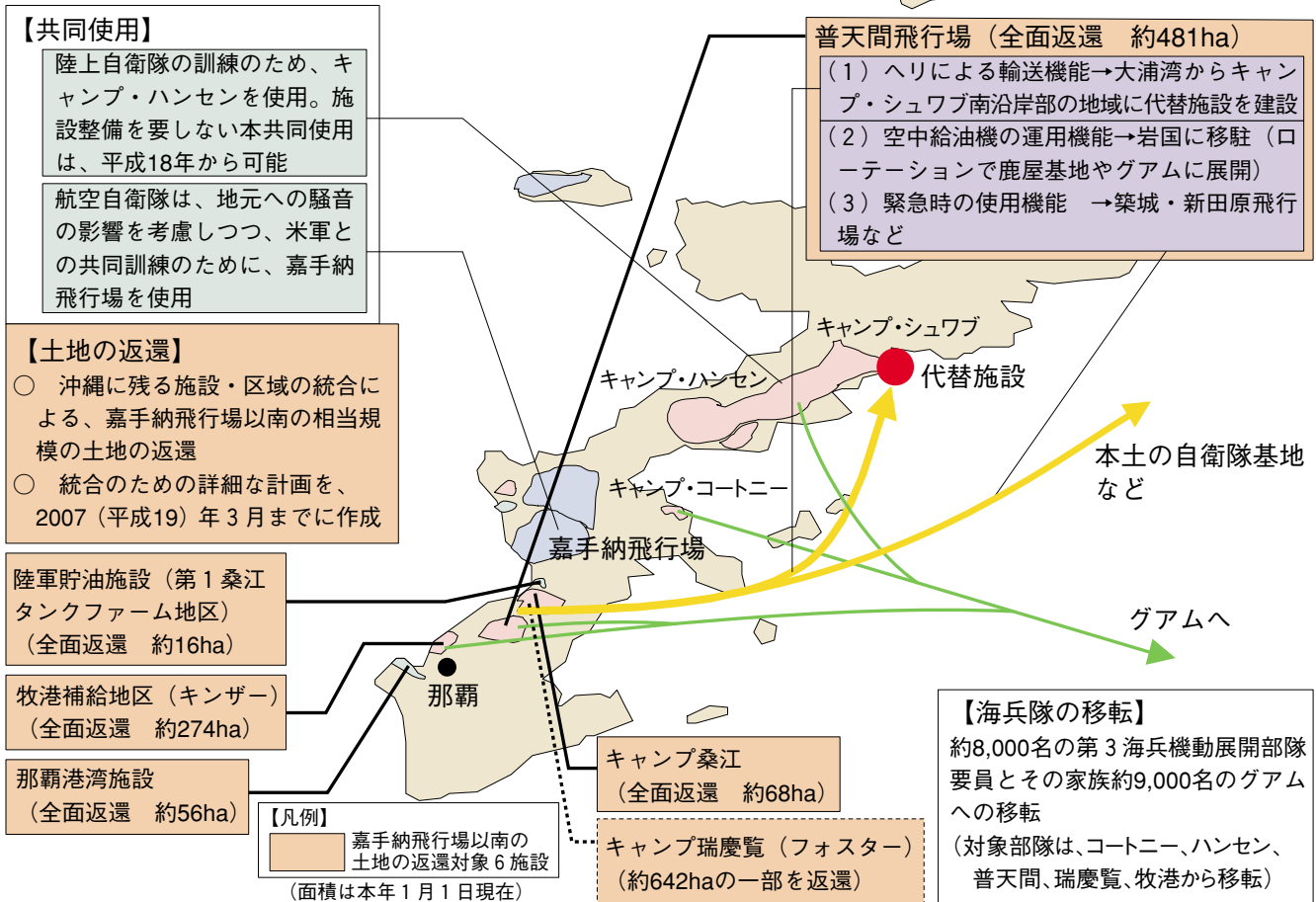
1) 共同文書において取り扱われなかった米軍施設・区域および兵力構成における将来の変更は、日米安保条約および関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われることとされた。

図表Ⅲ-2-2-8 在日米軍などの兵力態勢の再編

1 関東における再編



2 沖縄における再編



3 航空機の移駐など



(注) 将来の民間空港の施設の一部が岩国飛行場内におかれる。

図表Ⅲ-2-2-9 再編に関する主なスケジュール

時 期	再編についての実施計画
2006（平成18）年5月	「再編実施のための日米のロードマップ」発表
2006（平成18）年夏	空自車力分屯基地への米軍Xバンド・レーダー・システムの展開について所要の措置や施設改修
2006（平成18）年10月	横田空域の返還空域の特定
2006（平成18）年	施設整備を必要としないキャンプ・ハンセンの共同使用
2007（平成19）年3月	沖縄の施設・区域の統合のための計画作成
2007（平成19）年度	訓練移転の年間計画作成（2006（平成18）年 補足的な計画の作成）
2008米会計年度（2007.10-08.9）	在日米陸軍司令部（キャンプ座間）改編
2008（平成20）年9月までに	横田空域の一部について管制業務の返還
2009（平成21）年7月 （またはその後の早い時期）	空母艦載機着陸訓練の恒常的な施設を選定
2009（平成21）年度（2009.4-）	横田空域の全面返還の条件を含む包括的検討の完了
2010（平成22）年度（2010.4-）	空自航空総隊司令部・関連部隊、横田移転
2012（平成24）年度（2012.4-）	陸自中央即応集団司令部、キャンプ座間へ移転
2014（平成26）年	普天間飛行場代替施設完成 在沖海兵隊の一部（第3海兵機動展開部隊要員・家族）グアム移転 米空母艦載機の厚木から岩国への移駐
（横田飛行場のあり得べき軍民共用化に関する検討について開始から12か月以内に終了）	

※太字は実際の措置の実施

(3) 再編案の着実な実施

本年5月の「2+2」会合においては、昨年5月の「ロードマップ」について、この1年の作業の進捗が確認されるとともに日米合意に従った着実な実施の重要性が確認された。

2 沖縄における再編

沖縄には、現在、多くの在日米軍施設・区域が所在している。

特に、沖縄における米海兵隊（在沖米海兵隊）は、その高い機動性、即応能力により、わが国の防衛をはじめ、昨年5月のインドネシアのジャワ島における地震への対応など地域の平和と安全の確保を含めた多様な役割を果

たしている。

米国は、世界的な軍事態勢見直しの一環として、太平洋においても兵力構成を強化するための見直しを行っている。今後の安全保障環境において、事態の性質や場所に応じて、より柔軟かつ適切な対応を可能とするため、この地域における海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、これらの能力の適切な形での分配を行うとしている。この見直しにより、地域の諸国との安全保障協力の拡大が可能となり、安全保障環境が改善される。

この海兵隊の再編との関連で、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる総合的な措置が、次のとおり特定されている。

(1) 普天間飛行場代替施設

米海兵隊普天間飛行場は、在沖米海兵隊の航空能力に関し、

- ① ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能
 - ② 空中給油機を運用する機能
 - ③ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能
- といった機能を果たしている。

一方で、同飛行場は市街地の中心にあって、地域の安全、騒音、交通などの問題から、地元住民より早期の返還が強く要望されてきた。このため、普天間飛行場の持つ機能について、それぞれ次の措置を講じ、同飛行場を返還する。

ア ヘリなどによる海兵隊の陸上部隊の輸送機能

(ア) SACO最終報告に基づく計画に関する状況

96(同8)年12月に取りまとめられた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)最終報告において、普天間飛行場については、5～7年の間に、十分な代替施設が完成した後、全面返還されることで合意された。

参照 > 本節6 (P256)

同報告以降の普天間飛行場代替施設(代替施設)に関する経緯は、図表Ⅲ-2-2-10のとおりであり、02(同14)年には代替施設の基本計画が決定されたが、その時点で、返還合意以降6年以上を経過していた。その後、04(同16)年に環境影響評価手続きを開始したが、現在に至るまで、当初想定されていた5～7年での返還は実現していない。

また、基本計画策定後、工事着工に必要な手続きとして03(同15)年から実施してきた現地技術調査が必ずしも円滑に進まず、環境影響評価手続きなどにさらに3年程度を要すると見込まれたこと、および代替施設建設に9年半が必要と見積もられたことから、普天間飛行場の移設・返還には、さらに十数年近くの長期間を要することが見込まれた。

さらに、04(同16)年8月の宜野湾市きののわんにおけるヘリ事故の発生もあり、同飛行場が市街地のただ中に所在することによる危険性の問題が顕在化し、早期移設・返還が必須であることが改めて強く認識された。

これらのことから、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討を行ってきた。

(イ) 代替施設に関する検討の考え方

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されており、実際の運用において、これらの機能が相互に連携し合うことが必要である。このため、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、訓練、演習など日常的に活動をともしするほかの組織の近くに位置するよう、普天間飛行場の代替施設についても、沖縄県内に設ける必要があるとの認識に至り、その上で検討を行った。

なお、検討においては、近接する地域、軍要員の安全、地元への騒音の影響、藻場などの自然環境に対する影響、平時・緊急時における運用上の所要などを含む複数の要素を考慮した。

(ウ) 代替施設の概要

このような認識の下、日米間で集中的に検討した結果として、05(平成17)年10月の「共同文書」において、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾おおうらの水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。

その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議を行った結果、昨年4月、代替施設について、「共同文書」において承認された案を基本に、地元地方公共団体の要求する周辺地域の上空の飛行ルートを回避すべく、滑走路を2本設けることとし、①周辺住民の生活の安全、②自然環境の保全、③同事業の実行可能性に留意して建設することに、名護市、宜野座村との間で合意した。今後、防衛省と沖縄県、名護市、宜野座村および関係地方公共団体は、代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議し、結論を得ることとした。

この合意を踏まえ、昨年5月の「ロードマップ」において、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとした。この

施設においては、2本の滑走路がV字型に配置される。滑走路はそれぞれ1,600mの長さを有し、2つの100mのオーバーランを有する。各滑走路のある部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800mとなるとしている。

この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音および環境への影響という問題に対処するものであるとしている。

この代替施設は、SACO最終報告において示されたとおり、普天間飛行場に所在するヘリコプターのほかに、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有するものとなる。この施設からの戦闘機の運用は計画されていない。

さらに、代替施設をキャンプ・シュワブ区域内に設置するため、同区域内の施設および隣接する水域の再編成

などの必要な調整が行われることとしている。

この代替施設の工法は、原則として、埋立てとなり、14（同26）年までの完成が目標とされる。代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施されることとしている。

（図表Ⅲ-2-2-11 参照）

このように新たに合意された代替施設は、陸上部分をベースに工事を行うことができ、より早期かつ着実に建設することが可能であり、一日も早い移設の実現を可能とするものである。また、海上に設置する部分を少なくするなど、環境への影響にも極力配慮するものである。

代替施設の建設にあたっては、昨年5月、沖縄県知事と防衛庁長官（当時）との間で、「政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安

図表Ⅲ-2-2-10 普天間代替施設に関する経緯

年 月	経 緯	備 考
96(平成 8)年 4月 12月	橋本総理・モンデール米大使会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO 中間報告 SACO 最終報告 海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設	地元の受入表明、閣議決定まで（3年8か月）
99(平成11)年11月 12月	稲嶺沖縄県知事、移設候補地を名護辺野古沿岸域に決定した旨表明 岸本名護市長、受入表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定） 「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設	
02(平成14)年 7月	「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定	閣議決定から基本計画策定まで（2年7か月）
04(平成16)年 4月 8月 9月	環境影響評価手続開始 沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落ボーリング調査の海上作業を開始	基本計画策定から環境影響評価手続開始まで（1年9か月）
05(平成17)年10月	「2+2」共同文書において新たな案で合意 大浦湾からキャンプ・シュワブ南沿岸部の地域にL字型に建設	
06(平成18)年 4月 5月 8月	名護市および宜野座村との間で基本合意 代替施設の建設について、V字型の2本の滑走路からなる案で合意 「再編実施のための日米のロードマップ」において最終取りまとめ 防衛庁と沖縄県の間で基本確認書を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（閣議決定） 99（平成11）年の政府方針を廃止 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置	

全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性に留意して、対応することに合意する。」ことなどを盛り込んだ「基本確認書」を取り交わした。

政府は、昨年5月30日の閣議決定において、同年5月1日に「2+2」会合において承認された案を基本として、政府、沖縄県および関係地方公共団体の立場や普天間飛行場の移設に係る経緯を踏まえて進めることとし、早急に建設計画を策定することとした。さらに、具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策および地域振興については、沖縄県および関係地方公共団体と協議機関を設置して対応することとしている²。

これを受けて、昨年8月から次のとおり、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会³」が累次行われている。

- 第1回協議会（同年8月29日）
同年5月30日の閣議決定に基づき、代替施設の具体的な建設計画、安全・環境対策および地域振興について協議するための協議会を設置
- 第2回協議会（同年12月25日）
・官房長官の出席を得て開催。関係大臣の交代および仲井眞氏の新知事就任があったことにより、政府と地元の考え方について、それぞれ発言
・今後、本協議を継続し、普天間飛行場の移設が早期かつ円滑に進められるよう相互に努力していくことについて、意見が一致
- 第3回協議会（本年1月19日）
・名護市長・宜野座村長との基本合意書、沖縄県知事との基本確認書の内容について確認するとともに、

図表Ⅲ-2-2-11 普天間代替施設の概念図



2) これに伴い、建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」としていた従来の閣議決定は廃止することとされた。(資料40 (P421) 参照)
3) 構成員は、内閣府特命担当大臣（沖縄および北方対策）、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、東村長および金武町長

意見交換を実施

・今後、お互いの信頼関係を築きながら協議を継続し、普天間飛行場の移設が早期かつ円滑に進められるよう取り計らうことで一致

また、代替施設の専門技術的設計に関する取組を進めるとともに、キャンプ・シュワブ沖での海域調査を本年4月に開始した。



仲井眞沖縄県知事と面会する
久間防衛大臣（本年1月）

イ 空中給油機を運用する機能

現在、普天間飛行場に所在する空中給油機KC-130（12機）については、SACO最終報告において岩国飛行場に移駐するとされていたが、05（平成17）年10月の「共同文書」において、移駐先として海自鹿屋基地（鹿児島）が優先して検討されるとされた。しかしながら、さらなる検討の結果、昨年5月の「ロードマップ」においてSACO最終報告と同様、岩国飛行場に移駐することとなった。

なお、KC-130は、訓練および運用のため定期的にローテーションで鹿屋基地およびグアムに展開することとなっている。

ウ 緊急時に航空機を受け入れる基地機能

緊急時における空自^{にゅうたばる}新田原基地（宮崎県）および築城基地（福岡県）の米軍による使用が強化される。このための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返

還の前に必要に応じて実施される。また、役割・任務・能力に関する検討において、日米の共同訓練を拡大しているが、整備後の施設は、このような訓練活動のためにも活用されることを想定している。

さらに、代替施設では確保されない、長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用の改善について、日米間の計画検討作業において検討されるとともに、普天間飛行場の返還を実現するための適切な措置がとられるとしている。

(2) 兵力の削減とグアムへの移転

アジア太平洋地域における米海兵隊の能力の再編に関連し、現在沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の要員はグアムに移転され、また、残りの在沖米海兵隊部隊は、再編される。この沖縄における再編により、約8,000名のⅢMEF要員とその家族約9,000名が部隊の一体性を維持するような形で14（同26）年までに沖縄からグアムに移転することとしている。

移転する部隊は、ⅢMEFの指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部および第12海兵連隊司令部を含む。対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ^{ずけらん}瑞慶覧および^{まきみなと}牧港補給地区といった施設から移転する。一方、沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援および基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成されることとしている。

グアムへの移転経費については、日米双方が応分の分担を行うとの観点から米国との協議を行い、昨年4月に行われた日米防衛首脳会談において、移転に伴う施設・インフラ整備に係る経費について合意に至った。

具体的には、総経費102.7億ドルのうち、わが国は、将来回収可能な家族住宅やインフラ整備の出融資を含めて計60.9億ドル、米国は41.8億ドルをそれぞれ分担することとし、そのうち直接的な財政支出については、わが国は最大で28億ドル、米国は31.8億ドルとされた。

参照 > 本節5（P253）

(3) 土地の返還および施設の共同使用

ア 嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還

嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域に、在日米軍施設・区域が所在しており、その合計は約1,500haである。上記の普天間飛行場の移設・返還およびグアムへのⅢMEF要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。

昨年5月の「ロードマップ」では、6つの候補施設（キャンプ桑江^{くわえ}、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム）について、統合のための詳細な計画を作成するとしており、現在、日米間で協議中である。

（図表Ⅲ-2-28 参照）

イ SACO最終報告の着実な実施

96（同8）年のSACO最終報告は、在日米軍の能力および即応態勢を十分維持しつつ、沖縄県民に対する米軍活動の影響を軽減するものであり、その着実な実施は重要である。一方、SACOによる移設・返還計画については、昨年5月の「ロードマップ」により、再評価が必要となる可能性があると考えられた。

ウ 沖縄における在日米軍施設・区域の共同使用

沖縄における自衛隊施設は、那覇基地をはじめ限られており、その大半が都市部にあり、運用面での制約がある。沖縄にある在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄における自衛隊部隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練や自衛隊と米軍間の相互運用性を促進するものである。また、即応性をより向上させ、災害時における県民の安全性の確保により資するものもある。

このような考えの下、キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用することとされている。また、空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用することとしている。

(4) 再編間の関係

昨年5月の「ロードマップ」においては、全体的な再編パッケージの中で、沖縄に関連する再編は、相互に結びついており、特に、嘉手納飛行場以南の統合および土地の返還は、第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）要員およびその家族の沖縄からグアムへの移転にかかっている。また、沖縄からグアムへのⅢMEFの移転は、①普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、②グアムにおける所要の施設およびインフラ整備のための日本の資金的貢献にかかっているとされている。

3 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間（神奈川県）に所在する在日米陸軍司令部は、2008米会計年度⁴までに、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部に改編される。この改編は、米軍全体の変革の中における、米陸軍の世界的な改編を踏まえたものでもあるが、改編後の在日米陸軍司令部は、引き続き「日本国の防衛および極東の平和と安全の維持」を中核的任務とするものである。

また、各種事態への迅速な対応のため、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を12（平成24）年度までにキャンプ座間に設置し、改編された在日米陸軍司令部との連携強化を図ることとしている。

この改編に伴い、相模総合補給廠^{ほきゅうしょう}（神奈川県）内に戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設される。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられる。

4 横田飛行場および空域

(1) 共同統合運用調整所の設置

司令部間の連携向上は、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点から極めて重要である。横田飛行場（東京都）に所在する在日米軍司令部は、「指針」の下の各種メカニズム⁵においても、重要な位置を占める。また、

4) 2007年10月から2008年9月まで

5) 3節2（P265）参照

自衛隊が新たな統合運用体制に移行するとともに、米軍においても統合の強化などの変化が、近年生起している。

これらを踏まえ、後述の空自航空総隊司令部の移転にあわせ、共同統合運用調整所を設置することとした。この調整所は、防空およびBMDに関し、日米の司令部組織間での緊密な調整や相互運用性の向上を図るとともに、統合幕僚監部と在日米軍司令部との間の情報の共有を図ることなどを通じ、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

(2) 空自航空総隊司令部の移転

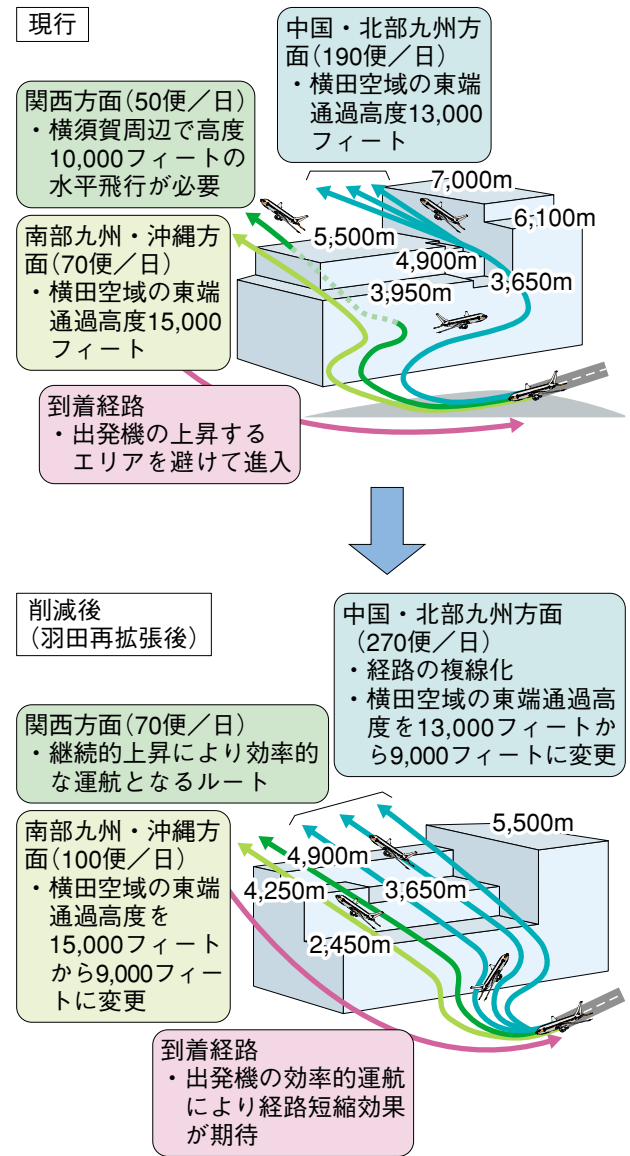
府中（東京都）に所在する空自航空総隊司令部は、わが国の防空を任務とするほか、今後BMDにおける司令部機能も保持する予定である。防空およびBMDにおいては、対処可能時間が短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、同司令部を関連部隊とともに、10（平成22）年度を目標に、米第5空軍司令部の所在する横田飛行場に移転することとしている。これにより、前述の共同統合運用調整所の設置とあわせて、防空およびBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携を強化する。

(3) 横田空域

米軍は、横田飛行場において、首都圏西部から新潟に広がる横田空域の進入管制を行っているが、当該空域の避航を余儀なくされる民間航空機の運航を円滑化するため、次の措置が追求される。

- ア 空域通過の手続きに関する情報提供プログラムを06（同18）年度に立ち上げ
- イ 空域の一部について、軍事上の目的に必要なでないときに管制業務の責任を一時的に日本側当局に移管する手続きを06（同18）年度に作成
- ウ 空域の一部について、返還空域を06（同18）年10月までに特定の上、08（同20）年9月までに管制業務を日本に返還
- エ 横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検

図表Ⅲ-2-2-12 横田空域



討⁶を09（同21）年度に完了

これを受けて、昨年9月より上記イの措置が開始されるとともに、同年10月には、①08（同20）年9月までに日本側に返還される空域の特定、②横田ラプコン（RAPCON：Radar Approach Control）施設への自衛隊管制官の併置について、日米合同委員会の下の民間航空分科委員会で協議され、日米合同委員会の承認を経て日米両政

6) この検討は、日本における空域の使用に関する民間および軍事上の将来のあり方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として行われる。

府で合意に達した。上記①の措置が実施されれば、横田空域のうち、羽田空港西側に隣接する部分は約40%が削減されることとなる。また、本年5月から、上記②について、空自管制官の併置が開始されたところである。

なお、管制官併置の経験から得られる教訓は、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討に際し考慮される。

(図表Ⅲ-2-2-12 参照)

(4) 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03(同15)年5月の日米首脳会談において、その実現可能性について、日米両国政府共同で検討していくこととなった。これを受け、政府関係省庁(内閣官房、外務省、国土交通省、防衛庁(当時)、防衛施設庁)と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置し、累次議論が行われてきた。

本件について、日米両国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共用化の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了することとなっている。この検討は、昨年10月から開始されたところであるが、共用化により横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識の下に行われる。日米両国政府は、検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共用化に関する適切な決定を行う。

5 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

(1) 米空母展開の意義

米国の太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海上交通の安全を含む地域の平和と安定にとり、重要な役割を果たしている。米空母は、その能力の中核となる役割を果たしており、現在米空母キティホークが、この地域に展開し、横須賀(神奈川県)にも寄港してきた。空母およびその艦載機の長期にわたる前方展開能力を確保するため、わが国においてその拠点が確保される必要がある。

なお、05(平成17)年10月、米海軍は、08(同20)年に空母キティホークが退役し、原子力空母と交替するこ

とを発表し、その後、原子力空母ジョージ・ワシントンの後継艦とすることを決定、公表した。この原子力空母への交替に当たり、昨年6月、原子力空母の安全な運用を確保するため、日本政府が横須賀海軍施設の提供水域内における浚渫^{しゅんせつ}工事を実施することについて、日米間で合意された。

これを受け、防衛施設庁は、昨年度内に調査・設計を終えるとともに、本年4月には港湾管理者である横須賀市との間での港湾協議を了し、浚渫工事を進めることとしており、来年5月までに完了させる予定である。

(2) 空母艦載機の拠点

空母艦載機については、空母の横須賀展開時の拠点として、厚木飛行場(神奈川県)が現在利用されているが、厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着に伴う騒音が、長年にわたり問題となっていた。

今後、日米安保体制とその下での空母の運用を安定的に維持していくためには、これらの問題を早期に解決することが必要である。

また、岩国飛行場については、滑走路移設事業終了後には、周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2CおよびC-2機(計59機)から構成され、①必要な施設が完成し、②訓練空域および岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、14(同26)年までに完了する。

この移駐に伴い、米軍の運用の増大による影響を緩和するため、移駐が滑走路の沖合移設後に行われることに加え、岩国飛行場の海自EP-3機などの厚木移駐、普天間飛行場から岩国飛行場に移駐するKC-130機の海自鹿屋基地およびグアムへの定期的なローテーションでの展開、岩国飛行場の海兵隊CH-53Dヘリのグアム移転などの関連措置がとられる。

これらにより、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が、現状の約1,600haから約

500haに減少するなど、現状より軽減されると予測される。また、滑走路の沖合移設により、離着陸経路が海上に設定されることとなり、安全性も今以上に確保される。(図表Ⅲ-2-28 参照)

空母艦載機着陸訓練については、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設を09(同21)年7月またはその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。なお、「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を実施する旨確認された。

(3) 岩国飛行場民間空港再開

山口県や岩国市などの地元地方公共団体などが一体となって民間空港再開を要望していることにかんがみ、同飛行場の民間空港再開と米軍の運用との関連などについて問題点などを整理し、その可能性を検討するため、日米合同委員会の枠組みを活用して協議を行ってきた。その結果、05(平成17)年10月、同委員会において、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることについて合意された。

その後、在日米軍再編に関する協議の中で取り扱われ、昨年5月の「ロードマップ」において「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされたことから、以後、民間空港施設の位置などについて、在日米軍再編を前提に日米間で協議を進めているところである。

6 弾道ミサイル防衛(BMD)

BMDに関しては、役割・任務・能力に関する検討でも確認されたように、日米双方が、それぞれのBMD能力の向上に応じて、緊密な連携を継続することとされた。

弾道ミサイルに関する高い探知・追尾能力を持つ新たな米軍のBMD用移動式レーダー(AN/TPY-2:いわゆる「Xバンド・レーダー」)・システムの最適な展開地には、空自車力分屯基地(青森県)が選定された⁷⁾。このレー



米軍のBMD能力搭載イージス艦「シャイロー」
[U.S. Navy]

ダーにより得られるデータは日米で共有され、これによりわが国に飛来するミサイルを迎撃する能力や国民保護、被害対処のための能力が向上する。当該レーダーは、06(同18)年6月に車力分屯基地内に配備された。

また、わが国に飛来するミサイルによる攻撃からの防衛を確実なものとするため、米軍のペトリオットPAC-3が日本における米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となるとされた。

これを受け、昨年9月から米軍のペトリオットPAC-3の嘉手納飛行場および嘉手納弾薬庫地区への配備が開始

7) 昨年5月の日米合同委員会において、当該レーダーの暫定配備のため、一定の期間を限り、同分屯基地の施設の一部を米側に提供することが合意され、閣議決定された。その後、同年6月には、当該レーダーの恒久的配備のための土地等を米側に追加提供することが合意された。

され、同年12月末から一部の運用が開始された。また、同年8月には、BMD能力搭載イージス艦「シャイロー」が横須賀に入港し、西太平洋地域に前方展開している。

このように米軍のミサイル防衛能力がわが国に配備されることは、弾道ミサイル攻撃に対する防御能力が向上し、在日米軍の抑止力も維持され、わが国国民の安全の確保にもつながるものである。

7 訓練移転

訓練の移転については、当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場（青森県）および岩国飛行場の3つの在日米軍施設からの航空機が、千歳（北海道）、三沢、百里（茨城県）、小松（石川県）、築城および新田原といった自衛隊施設における移転訓練に参加することとしている。

本年3月には、米軍の嘉手納飛行場から築城基地への訓練移転を行っている。また、本年度の訓練移転計画については、本年1月に概要を公表するとともに、5月に

は米軍の嘉手納飛行場から小松基地への訓練移転を行っている。

また、日本政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善することとしている。



嘉手納飛行場から空自築城基地（福岡県）に飛来した米軍戦闘機（本年3月）

5 在日米軍の再編を促進するための取組

1 基本方針

昨年5月に日米間で取りまとめられた「ロードマップ」は、日米安保体制を一層実効性のあるものにし、抑止力を維持しつつ、長年の懸案である在日米軍施設・区域などが所在する地元の負担を軽減するものであり、これを確実に実施することが重要である。

このため、昨年5月、政府は「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。この決定において示された考え方と方針の概要は、次のとおりである。

- 再編により新たな負担を担うこととなる地元地方公共団体の、わが国の平和と安全への貢献に応えるよう、地域振興策などの措置を実施するとともに、返還跡地の利用の促進、駐留軍従業員の雇用の安定確保に取り組む。
- 沖縄の海兵隊部隊のグアム移転について所要の経費

を分担し、これを早期に実現する。

- 法制面および経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施する。一方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、さらに思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。

また、昨年12月に行われた在日米軍に関する政府・与党協議会¹では、在日米軍の再編を促進するための法整備を行うことや新たな交付金の経費を19年度予算に計上することについて、政府と与党の間で合意がなされた。

参照 > 資料40 (P421)

なお、防衛省では、昨年9月に米軍再編実施本部を設置し、防衛本省・防衛施設庁が一体となって、再編の着実な実施と、日米の役割・任務・能力の検討を推進する体制を構築している。

1) 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府・与党協議会」は、政府側は内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方担当大臣が、与党側は自由民主党および公明党の幹事長、政務調査会長、国会対策委員長など19名の構成で行われた。

2 在日米軍の再編を促進するための法整備

上記の方針を受け、政府は本年2月9日に、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」(再編特措法案)を閣議決定し通常国会に提出、同法案は同年5月23日可決、成立した。その概要は次のとおりである。

(1) 地元市町村に対する新たな交付金(再編交付金)の制度化

ア 再編交付金の趣旨

国家の平和と安全の利益は、国民が等しく享受するものである。また、在日米軍の再編は、わが国全体としてみれば基地負担の軽減につながるものである。しかし、一部の地域では、再編に伴い新たな部隊や訓練が移転してくるといったかたちで、基地の負担が増加することは避けられず、在日米軍の再編を実施する上での負担を特定の住民のみが負うこととなる。

このような地元市町村においては、地元住民の中にさまざまな意見もある中で、国の平和と安全の確保のため、理解を示されているところである。

再編交付金は、こうした自ら負担を受け入れる地元市町村の、わが国の平和と安全への貢献に国として応え、もって在日米軍の再編を円滑に実施するために必要な施策である。

また、再編交付金は、在日米軍の再編という特定の事業の円滑な実施を目的とする施策として、従来から実施してきた基地周辺対策²に上乗せする形で交付される特別の交付金であり、再編によって生じる負担そのものの軽減・緩和を目的とするものではなく、再編を実施する前後の期間(原則10年間)において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性向上や産業の振興に寄与するために交付するものである。

イ 再編交付金の交付の仕組み

- 防衛大臣は、在日米軍の再編³に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響が増加する防衛施設およびその周辺市町村をそれぞれ指定する。
 - 当該市町村に対し、住民の生活の利便性の向上および産業の振興に寄与する事業⁴に係る経費に充てるため、交付金を交付する。
 - この交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度や範囲を考慮し、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付する。
- このように、交付額を、再編に向けた措置の進み具合に応じたものとすることにより、在日米軍の再編を実施するという政策目的に適った仕組みとしている。

(2) 公共事業に関する補助率の特例等の設定

ア 公共事業に関する補助率の特例等の設定の必要性

再編に伴い負担の増加する市町村の中には、多数の航空機を保有する部隊が移駐してくることなどにより、特に負担の著しい市町村がある。こうした市町村においては、例えば、大規模な部隊の移駐の影響により、道路や港湾の整備といった公共事業を速やかに実施する必要が生じることがあり得、そうした事業に対する補助率の特例等を設けることにより、再編の円滑な実施に寄与することとなる。また、こうした事業は、国や都道府県の事業として行われたり、市町村の区域に限定されないことがあり、上で記述した再編交付金によっては、実施できないことが考えられる。このため、再編特措法においては、特に負担の著しい市町村およびその隣接市町村⁵からなる地域(再編関連振興特別地域)の振興を図るため、特別の措置を定めている。

(図表Ⅲ-2-2-13 参照)

2) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいて従来から防衛施設庁において実施してきた障害の防止・軽減等の施策

3) 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更(横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替)について、在日米軍の再編と同様に扱う。

4) 具体的な事業の範囲は、法律の施行までの間に政令で定めることとしている。

5) 隣接市町村については、自然的経済的社会的条件からみて、特に負担の著しい市町村と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限ることとしている。

図表Ⅲ-2-2-13
公共事業に関する補助率の特例（事例）

事業名 ^(注1)	通常の補助率	補助率の特例	
		本土	沖縄
道路	1/2	5.5/10	沖縄振興特 措法の定め る割合 (9.5/10等)
港湾	1/2 (4/10) ^(注2)	5.5/10 (4.5/10) ^(注2)	
漁港	1/2	5.5/10	

(注) 1 この他、水道、下水道、土地改良事業、義務教育施設が、特例の対象となる。
2 括弧内は、港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良の補助率の例を示す。

イ 地域振興の仕組み

- 防衛省に防衛大臣を議長とする関係閣僚からなる会議（駐留軍等再編関連振興会議⁶⁾）を設置する。
- 都道府県知事は、防衛大臣に対して、再編関連特別地域の指定の申出を行い、また、道路、港湾などの公共事業を含む振興計画（再編関連振興特別地域整備計画）の案の提出を行う。
- 都道府県知事の申出を受け、同会議において、再編関連振興特別地域の指定、同地域の振興計画の決定に関して審議する。
- 同会議において審議し、決定された振興計画に基づく公共事業のうち、道路、港湾の整備などの事業⁷⁾で米軍再編による地域社会への影響の内容および程度を考慮して速やかに実施することが必要なものについては、国の負担または補助の割合を通常よりも高く設定する。

(3) 国際協力銀行の業務に関する特例などの措置

ア わが国がグアム移転経費を分担する理由

在沖米海兵隊のグアムへの移転は、これまで沖縄県民が強く要望してきたものである。在日米軍の施設・区域の約74%が沖縄県に集中し、住民の生活環境や地域振興

に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえれば、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担の軽減につながる海兵隊のグアムへの移転を早期に実現することが重要である。

このため、わが国から米側に主体的・積極的に働きかけて交渉した結果、グアム移転経費の日米双方の分担について合意に至ったものである。

イ わが国による経費分担の考え方

この移転を早期に実現する上で、グアムにおいて必要となる施設・インフラの整備を米国のみが行った場合、非常に長期間を要することが予想される。このため、わが国は、海兵隊の司令部庁舎、隊舎や家族住宅、インフラなどの整備を支援することとした。その際、わが国は、米国が主張していたような総額に占める割合ではなく、移転に係る施設・インフラの所要に基づき経費を分担することとしている。

海兵隊の司令部庁舎・教場、海兵隊員の隊舎、学校などの生活関連施設は、家賃や利用料金による資金の回収がどうしても困難であるため、財政支出で整備するが、わが国の財政支出をできる限り少なくするため、海兵隊員の家族住宅および電力・上下水道、廃棄物処理に係るインフラの整備には、民間活力を導入し、出資や融資などにより措置することとしたものである。民間活力を導入する事業の資金は、米側が支払う家賃や利用料金により将来回収されることになる。

グアム移転経費の日米双方の分担額は、検討段階の米側の見積りをもとに合意しており、あくまでも概算であるため、わが国の分担額の合理化・効率化を図るため、具体的な事業スキームや所要経費の積算の細部はわが国が主体的に精査していくことが必要不可欠である。このため、予算措置については、引き続き、国際協力銀行も交えて十分な検討を行い、さらに所要経費を縮小するための努力を行った上で実施することとしている。

（図表Ⅲ-2-2-14 参照）

6) 議長：防衛大臣、議員：内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣および特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者

7) 補助率・国の負担率の特例が適用される事業は、道路、港湾、漁港、水道、下水道、土地改良、義務教育施設の7事業である。

ウ 国際協力銀行の特例業務の内容

海外での長期間にわたる民生活業を適切かつ安定的に実施するためには、この分野に専門的な知見・経験を有する国際協力銀行の活用が必要である。

このため、再編特措法において、国際協力銀行の業務の特例として、駐留軍再編促進金融業務を追加し、在沖米海兵隊のグアム移転を促進するために必要な事業に係る資金の出資、貸付けなどの業務を行うことができることとした。また、当該業務に対する政府による財政上の措置の特例を定めることとしたものである。

(図表Ⅲ-2-2-15 参照)

図表Ⅲ-2-2-14 グアム移転経費の内訳

事業内容		財源	金額	
日本側の分担	司令部庁舎、教場、隊舎、学校などの生活関連施設	財政支出(真水)	28.0億ドル(上限)	
	家族住宅	出資	15.0億ドル	25.5億ドル
		融資等	6.3億ドル	
		効率化	4.2億ドル	
インフラ(電力、上下水道、廃棄物処理)	融資等	7.4億ドル		
計			60.9億ドル	
米国側の分担	ヘリ発着場、通信施設、訓練支援施設、整備補給施設、燃料・弾薬保管施設などの基地施設	財政支出(真水)	31.8億ドル	
	道路(高規格道路)	融資または財政支出(真水)	10.0億ドル	
	計	41.8億ドル		
総額			102.7億ドル	

- (注) 1 金額やスキームについては、今後変更があり得る。
 2 日本側の金額は総額に占める割合でコミットしたのではなく、施設やインフラの所要に基づき経費を分担するもの。経費については、今後、さらに事務的に精査される。このため、財政支出(真水)は上限としている。
 3 家族住宅は、「効率化」の4.2億ドルにより、実質的には25.5億ドルから21.3億ドルに減額。
 4 出資や融資等は、米国が支払う家賃や使用料により将来回収される。
 5 沖縄からグアムへの海兵隊移動経費やグアムにおける海兵隊の活動経費は、総額102.7億ドルに含まれない。

(4) 駐留軍等労働者に対する措置

米軍再編に当たっては、防衛施設の返還、在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われることから、駐留軍等労働者の雇用状況にも影響が生じ得る。

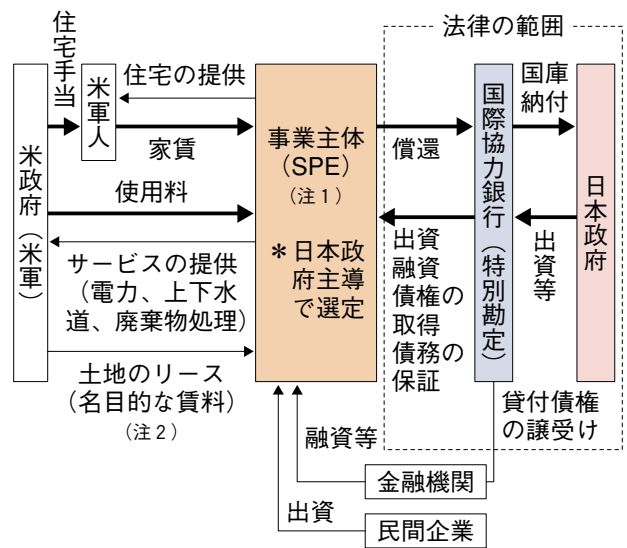
このため、駐留軍等労働者に対し、雇用の継続に資するよう、技能教育訓練などの措置を講ずることとしたものである。

(5) 法律の期限

- 10年間の時限立法とする。
- ただし、国際協力銀行の業務に関する特例などの措置については、当該期限に関わらず、当分の間、なお効力を有するものとする。

図表Ⅲ-2-2-15

グアムにおける民生活業(事業全体の概念図)



- (注) 1 SPE: Special Purpose Entity
 2 米国の住宅民営化事業では1ドルと説明を受けている。

6 在日米軍施設・区域に関する諸施策

在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保は、日米安保条約の目的達成のため必要であり、政府は、従来から、これら施設・区域の安定的使用と周辺地域社会の要望との調和を図るための施策などを行っている。

1 沖縄を除くわが国に所在する在日米軍施設・区域

(1) 岩国飛行場滑走路移設事業

政府は、地元岩国市などの要望を受け、同飛行場の運用や安全、騒音をめぐる問題を解決し、その安定的使用を図るため、滑走路を東側（沖合）へ1,000m程度移設する事業を進めることとしており、08（平成20）年度末の完成を目指している。

参照 > 本節4（P249）



岩国飛行場（滑走路移設工事着工中）

(2) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

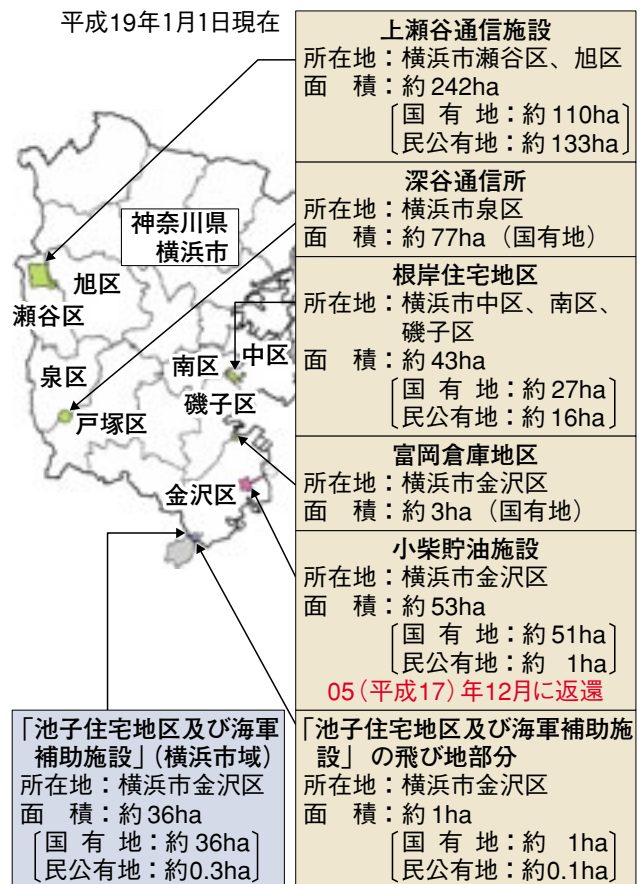
神奈川県における在日米軍施設・区域については、関係地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間でそのあり方を協議した結果、横浜市内に所在する上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還に関する基本的な考え方と「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域

での700戸程度の米軍家族住宅などの建設について日米間の認識が一致し、04（同16）年10月、この協議結果が日米合同委員会において合意された。

（図表Ⅲ-2-2-16 参照）

05（同17）年12月、当該6施設・区域のうち、小柴貯油施設の陸地部分全域などが返還され、防衛省としては、残る5施設・区域についても、跡地利用に関する関係地

図表Ⅲ-2-2-16
神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関連する施設・区域



700戸程度の住宅などの建設
返還に関する基本的な考え方が合意された6施設・区域（面積約419ha）
〔横浜市内の米軍用地（約528ha）の約8割に相当〕

方公共団体の要望などを聴きながら、早期返還を米側に要請していく考えである。

また、当該米軍家族住宅などの建設については、①同県における6か所の在日米軍施設・区域約419haに及ぶ大規模な返還に道を開き、②在日米海軍の当面の住宅不足を解消し、日米安全保障条約の目的達成のため必要不可欠なものであることから、防衛省としては、米側および関係地方公共団体などとの間で調整を行いつつ、その実現に向け鋭意努力している。

2 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

沖縄における在日米軍については、先述のとおり、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、県民生活に多大の影響が出ており、その整理・統合・縮小をはじめとする沖縄に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の一つとして政府をあげて取り組んでいる。防衛省も、従来から、日米安保条約の目的達成と地元の要望との調和を図りつつ、問題解決のためさまざまな施策を行い、最大限の努力をしてきている。

中でも、日米両国政府がまとめた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)最終報告の内容を着実に実現することが、沖縄県民の負担軽減のためには最も確実な道であると考えており、引き続き、その的確かつ迅速な実現に向けて努力を続けている。

参照 > 本節4 (P242)

(1) SACO設置以前における整理・統合・縮小への取組

72(昭和47)年、沖縄の復帰に伴い、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域(専用施設)として提供した。一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展に制約が生ずるとともに、県民生活に多大の影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続的に行ってきた。72(同47)年の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項を踏まえ、73(同48)年、74(同49)年、



昨年12月に全面返還された楚辺通信所(返還前)

76(同51)年の日米安全保障協議委員会(SCC)において、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画が了承された。また、90(平成2)年、いわゆる23事案については、返還に向けて必要な調整・手続を進めることを、日米合同委員会で合意した。一方、県民の強い要望である、いわゆる沖縄3事案(那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転)についても、95(同7)年の日米首脳会談での意見の一致により、解決に向けて努力することになった。

参照 > 資料45 (P430)

以上のような取組の結果、沖縄復帰時に83施設、約278km²であった在日米軍施設・区域(専用施設)は、本年1月現在、33施設、約229km²となっている。しかしながら、依然、面積にして在日米軍施設・区域(専用施設)の約74%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている状況となっている。

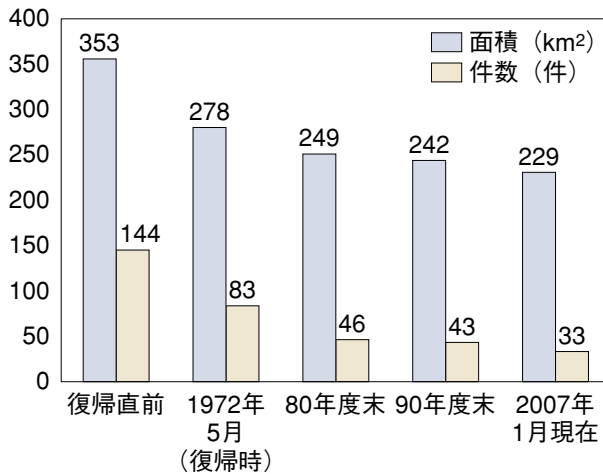
(図表Ⅲ-2-2-17 参照)

(2) SACO設置などの経緯

95(平成7)年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に

図表Ⅲ-2-2-17
沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数
および面積の推移



向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、同年、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間にSACOを設置した。

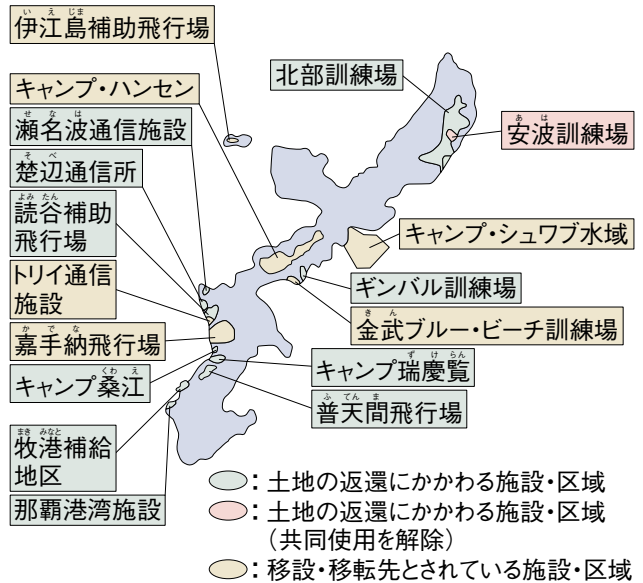
その後、約1年をかけて集中的な検討が行われ、96(同8)年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

(3) SACO最終報告の概要および進捗状況

SACO最終報告の内容は、土地の返還（普天間飛行場など計6施設の全部返還、北部訓練場など5施設の一部返還）、訓練や運用の方法の調整（県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など）、騒音軽減、地位協定の運用改善である。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km²）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

SACO最終報告の実現に政府として取り組んできた結果、土地の返還のうち、安波訓練場、楚辺通信所、読谷補助飛行場、瀬名波通信施設については返還済みである。

図表Ⅲ-2-2-18
SACO最終報告関連施設・区域



また、キャンプ桑江については一部（北側：約38ha）が返還され、北部訓練場、ギンバル訓練場については引き続き返還の実現に取り組んでいる。

なお、普天間飛行場、キャンプ桑江、牧港補給地区、那覇港湾施設、キャンプ瑞慶覧（住宅統合）については、ロードマップにおいて、返還が検討されることとなっている。さらに、土地の返還以外の案件についても、そのほとんどが実現している。

防衛省は、今後とも、地元の理解と協力を得ながら、SACO最終報告の実現に向け、最大限の努力を払っていく。

(図表Ⅲ-2-2-18・19 参照)

(4) 駐留軍用地跡地利用への取組

防衛省は、駐留軍用地の返還にあたり、従来から、建物、工作物の撤去などの原状回復措置や駐留軍用地返還特措法に基づき、跡地の所有者などに対する給付金の支給などの措置を行ってきた。また、沖縄振興特別措置法(02(同14)年施行)に基づき、大規模跡地または特定跡地に指定された跡地の所有者などに対し給付金を支給することとなっている。

また、01（同13）年12月に取りまとめられた「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応方針」などを踏まえ、関係市町村において跡地利用計画の策定に向けた取組がなされており、昨年2月には沖縄県、宜野湾市において、普天間飛行場跡

地利用基本方針が策定された。

防衛省としては、今後とも、関係府省および県や市町村と連携・協力して、跡地利用の促進と円滑化などに取り組んでいくこととしている。

図表Ⅲ-2-2-19 SACO 最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】

1. 返還済のもの

施設名(事案名)	進捗状況
あは 安波訓練場 [全面]	・平成10年12月、全面返還（共同使用の解除）
そべ 楚辺通信所 [全面]	・平成11年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年3月、駐留軍用地特措法適用土地の返還について日米合同委員会合意 ・平成18年6月、駐留軍用地特措法適用土地（約236m ² ）返還 ・平成18年12月、残余部分（約53ha）返還〔楚辺通信所全面返還（約53ha）〕
よみたん 読谷補助飛行場 [全面]	・平成14年10月、楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年5月、一部返還について日米合同委員会合意 ・平成18年7月、一部返還（約138ha） ・平成18年12月、残余部分（約53ha）返還〔読谷補助飛行場全面返還（約191ha）〕
せなは 瀬名波通信施設 [大部分]	・平成14年3月、アンテナ施設等を含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・平成18年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） ・平成18年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 現在事案処理が進行中のもの

施設名(事案名)	進捗状況
北部訓練場 [過半]	・平成11年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成10年12月～平成12年3月、環境調査（過年度調査） ・平成14年11月～平成16年3月、環境調査（継続環境調査） ・平成18年2月、平成11年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 ・平成18年2月～8月、環境影響評価図書案の公表・閲覧及び沖縄県知事からの意見受理 ・平成18年12月～平成19年3月、環境影響評価図書についての沖縄県知事からの意見受理および同評価図書の公表・閲覧 ・平成19年3月、ヘリコプター着陸帯（6か所のうち3か所）の建設の実施について日米合同委員会合意

3. 引き続き調整中のもの

施設名(事案名)	進捗状況
ギンバル訓練場 [全面]	・現在、引き続き調整中

4. 再編実施のための日米のロードマップに具体的措置が明記されたもの

施設名(事案名)	進捗状況
ふてんま 普天間飛行場 [全面]→[全面]※	図表Ⅲ-2-2-10(P244)「普天間代替施設に関する経緯」参照 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、V字型に2本の滑走路を配置する普天間飛行場代替施設を2014年までを目標に完成させる旨示される

キャンプ桑江 [大部分]→[全面]※	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年7月、青少年センター提供 平成15年3月、北側部分(約38ha)返還 平成17年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 平成18年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
牧港補給地区 [部分]→[全面]※	※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
那覇港湾施設 [全面]→[全面]※	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年11月、「那覇港湾施設移設に関する協議会」など3協議会を設置 平成15年1月、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」で代替施設の位置・形状案を確認 平成15年7月、平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置および形状について修正合意 現在、「那覇港湾施設移設に関する協議会」などにおいて協議中 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 [部分]→[部分]※	第一段階 ゴルフレンジ地区(キャンプ瑞慶覧) <ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 平成14年7月、高層住宅2棟提供 平成18年7月、アンダーパス提供 第二段階 サダ地区(キャンプ瑞慶覧) <ul style="list-style-type: none"> 平成14年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等の提供 第三段階 北谷東地区(キャンプ瑞慶覧) <ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 現在、工事(平17.3.～)を実施中 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区(キャンプ瑞慶覧) <ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 現在、工事準備中 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還を目指すことが示される

【訓練および運用の方法の調整】

事項	進捗状況
県道104号線越え 実弾砲兵射撃訓練	・平成9年度、本土の5演習場に移転済み
パラシュート降下 訓練	・平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済のもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・平成12年7月、提供済み

2. 現在事案処理が進行中のもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月、洗機施設の移転・整備について、日米合同委員会合意 平成19年1月、洗機施設の建設の実施について日米合同委員会合意 現在、海軍駐機場の移転先における施設整備に係る基本検討などを実施中

3. 再編実施のための日米のロードマップに具体的措置が明記されたもの

事項	進捗状況
KC-130航空機の移駐※	※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、KC-130飛行隊、司令部、整備支援施設および家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空隊は、訓練および運用のため、海上自衛隊鹿屋基地およびグアムに定期的にローテーションで展開する旨示される